



八王子市からのお知らせ

令和5年度版
(非木造・旧耐震)

空き家に関する支援制度があります

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。また、今般の法改正により、管理不全の空き家として「勧告」を受けると固定資産税等が高くなります。

なお、相続により取得した空き家については、早期に取壊しや売却等を行う場合に、税制優遇を受けられることがあります。また、地域の活動のために空き家を貸す場合には、利用者とのマッチング支援や改修補助があります。

売る

空き家の譲渡所得の

3,000万円特別控除

昭和56年5月以前に建築された空き家を相続し、その家屋又は敷地を相続発生日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合には、その譲渡所得から最大 3,000 万円の特別控除を受けられます。適用には、売主又は買主が耐震改修工事又は取壊しをすることが必要です。

※ 令和9年(2027年)12月31日までに譲渡したものが対象になる、時限措置です。

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



貸す

空き家マッチング

支援事業

地域のための活動の場を必要としている団体等と、地域のために空き家を貸していただける所有者等のマッチング(結び付け)支援を行っています。さらに、マッチングした活動のために必要な改修工事には、最大100万円の補助金があります。

こちらから登録済みの団体等や空き家をご確認いただけます→
(市ホームページ)



◆提供空き家の要件

- ・有償又は無償で貸借できる空き家であること。
- ・本事業の利用について、提供空き家及び提供空き家の存する土地の所有者全員の了承を得ていること。
- ・建築基準法違反の是正指導及び管理不全空き家の是正指導を受けていないこと、あるいは指導を受けているが是正の見込みがあること。
- ・その他、市長が不適当と認める事由のないこと。

空き家について悩んだら… 裏面の「住まカツ」へ！➡

問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

空き家の適切な管理をお願いします

管理不全の空き家は、家屋の損壊や衛生問題など、下図のように周辺環境へ悪影響を及ぼします。

市に寄せられた近隣の空き家に関する相談件数は増加していますが、その内容のうち敷地内の樹木が敷地を越境していることが8割を占め、次いでハチの巣やごみの放置などが続いています。

このような状態にならないように、最低でも半年に一度は必ず、台風などの災害の後も状況を確認し、適切に管理しましょう。



◆住まいの活用相談所(略称:住まカツ)

住まいの有効な活用方法(相続・売却・賃貸・管理等)について、市と協定を締結している不動産の専門家に、安心して相談できる窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

【住まカツ相談窓口】

まずはご連絡を！

相談無料※

- ・(公社)東京都宅地建物取引業協会 第12ブロック 八王子支部

☎042・548・1251

受付／月～金曜日(祝休日を除く)9:30～16:30

- ・(公社)全日本不動産協会 東京都本部 多摩南支部

☎042・623・7357

受付／月・火・木・金曜日(祝休日を除く)10:00～16:00



※各種契約等に必要な費用については、相談者の負担となります。

主な相談例



- ・将来、自宅のことで子どもたちに迷惑をかけたくない・・・
- ・長期入院などで不在になったとき、この家はどうやって管理したらいいの？
- ・実家を相続したけれども、何か有効な活用方法はないの？

詳細は右の二次元コードから →

